

『浄化槽設置費補助金について』

伊東市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽を処分し、トイレの汚水及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯等の排水）を処理する浄化槽（合併処理浄化槽）に付け替え設置する方に対し、予算の範囲内において設置工事費及び宅内配管工事費の一部として補助金を交付します。
申請は浄化槽設置工事の着工前に必要です。申請前に補助対象に該当するかをご確認ください。補助金申請を希望される方は、事前に浄化槽施工業者等へご相談ください。

< 1 補助対象工事と補助金額 >

- (1) **浄化槽設置工事**…既設の住宅を撤去せず、単独処理浄化槽を処分し、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替え設置する場合

【下水道事業計画区域外】		【下水道事業計画区域内】	
5人槽	414,000円	5人槽	250,000円
6～7人槽	516,000円	6～7人槽	300,000円
8～10人槽	684,000円	8～10人槽	400,000円

※浄化槽の人槽については、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）」で定めています

静岡県内の人槽算定基準（住宅） $145\text{ m}^2 \geq$ 延床面積 $\Rightarrow$ 5人槽 $145\text{ m}^2 <$ 延床面積 $\Rightarrow$ 7人槽

- (2) **宅内配管工事**…既設の住宅を撤去せず、単独処理浄化槽を処分し、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替え設置する際の宅内配管工事

【下水道事業計画区域外】		【下水道事業計画区域内】	
一律	100,000円	一律	100,000円

< 2 補助対象となる方 >

- (1) 工事完了時において住民基本台帳に記録されている住所が当該補助対象地である方
- (2) 市税及び公課を完納している方（※交付申請受付後、市税等納付状況を確認します）
- (3) 延べ床面積の2分の1以上を居住用に供し、自身の住宅として使用する建物に浄化槽を設置する方（別荘、賃貸、販売等の目的で住宅に浄化槽を設置する場合は対象外）
- (4) 浄化槽法に基づく設置の届出の審査を受け浄化槽を設置する方
- (5) 過去に伊東市浄化槽設置費補助金の交付を受けていない方
- (6) 住宅等を借りている場合、貸主の承認が得られている方

< 3 補助対象とならない区域 >

- (1) 下水道法第4条第1項の事業計画に定められた予定処理区域
※当分の間下水道整備の見込がなく、市長が特に必要と認めた区域を除く
- (2) 伊東市地域污水处理施設の処理区域
- (3) 伊東市土地利用対策委員会設置規定（S48.6.29）が制定された以降に開発された分譲地で計画人口101人以上の区域

< 4 その他補助要件 >

- (1) 設置後、浄化槽法に基づく法定検査及び保守点検を定期的に受け、適切な維持管理を行い、排水浄化に努めること（※検査機関からの情報提供により受検状況を確認します。）
- (2) 補助事業により効用の増加した不動産及び従物については、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反する使用、譲渡や貸し付け等をしないこと

※ この補助金に関する書類は、交付を受けた年度終了後、5年間保管してください。